福祉3医療制度の

●こどもの医療費

支給対象 町内在住の高校3年生まで

保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳

●ひとり親家庭等医療費

支給対象 ひとり親家庭、父または母に一定の障害のある家庭の児童とその親、養育者。

※児童とは、18歳に達した年度末までの子、一定の障害がある20歳未満の子。

※所得制限あり。

保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳、戸籍謄本 必要書類

所得証明書(1月2日以降に転入されたかたのみ)

※児童扶養手当受給者は、保険証と手当証書のみで申請できます。

●重度心身障害者医療費

支給対象 身体障害者手帳1~3級を有するかた

療育手帳、A、A、Bのかた

精神障害者保健福祉手帳1級を有するかた

65歳以上で後期高齢者医療に基づく障害認定を受けたかた

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得したかたは対象となりません。

保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳

医療機関に受診する場合

【秩父郡市内の医療機関】

「保険証」および「受給資格証」を医療機関に提示し受診してください。窓口払いはありません。

【自己負担の例外】

ひと月の自己負担額が21,000円を超えた場合、または整骨院や秩父郡市外の医療機関を受診した場 合は、一度窓口払いとなります。領収書を持参して支給申請をしてください。

支給対象外

下記のものは支給対象外です。3医療の受給者証は使わないでください。

- ・保育園、幼稚園や小・中学校でのケガ(登下校を含む)などにより、日本スポーツ振興センター災害 共済給付の適用となるもの。
- ・保険外の医療費(健康診断、予防注射、薬容器代、診断書料、食事療養費など)。
- ・高額療養費や附加給付の適用がある場合(加入健康保険者から支給されます)。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 **☎**62-1233

県総務部 **2**048 - 830 - 2665

油の撲威こごう。一までご連絡ください。ア かりでなく、環境や健康にも用は悪質な脱税行為であるば不正軽油の製造・販売・使 不正軽油の製 た燃料 の撲滅にご協力くださ て使用される灯油や重 情報をお持ちのかたは左右 大な影響を与えます。 に灯油 自動車の燃料と 不正



10月は「不正軽油撲 強化月間」です